

「社会教育委員」とは？

社会教育法（抜粋）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2** 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3** 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

米子市社会教育委員に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 69 号

改正

平成 26 年 3 月 27 日条例第 4 号
米子市社会教育委員に関する条例

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本市に米子市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

追加〔平成 26 年条例 4 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、25 人とする。

一部改正〔平成 26 年条例 4 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 26 年条例 4 号〕

(委任)

第 5 条 この条例及び他の条例に定めがあるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

一部改正〔平成 26 年条例 4 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）第 15 条の規定による改正前の社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項に規定する者であるとして米子市社会教育委員に委嘱されている者は、この条例による改正後の米子市社会教育委員に関する条例第 2 条各号に掲げる者に該当する者として委嘱されたものとみなす。